



平成20年6月10日

各 位

会社名：株 式 会 社 乃 村 工 藝 社
代表者名：代 表 取 締 役 社 長 渡 辺 勝
(コード番号 9716 東証第一部)
問合せ先：専務取締役経営管理統括本部長 栗原 稔
(TEL：03-5962-1171)

上場子会社である株式会社テスコの株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社乃村工藝社（コード番号：9716 以下「当社」または「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社テスコ（コード番号：4226 ジャスダック上場 以下「対象者」といいます。）の発行済み株式の全て（ただし、当社が保有する対象者株式および対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の発行済株式総数の 50.77%（6,600,000 株）を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する対象者株式および対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした本公開買付けを実施いたします。

当社は、本公開買付けにおいて、対象者の主要株主である株式会社すかいらく（2,640,000 株、対象者の発行済株式総数の 20.31%。以下「すかいらく」といいます。）からその保有する全ての対象者株式について応募する旨の同意を得ております。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社は、お客様に歓びと感動を提供する集客創造のプロデューサー集団として、百貨店、専門店、ショールーム、博物館、博覧会、展示会等の集客環境づくりの調査・コンサルティングから、企画・デザイン、設計施工ならびに各種施設・イベントの運営まで、広範囲にわたって業務をおこなっております。そして、平成 20 年 2 月からスタートした「中期経営計画」において「集客環境創造のトップ企業として、新たなステージにおいて高成長を実現する」という中

期経営方針のもと、事業領域の拡大に積極的に取り組んでおり、特に対象者との関連が強い分野である、チェーン展開型顧客の開発・深耕による事業領域拡大やメンテナンスを含めた運営サポート事業領域の拡大を「中期経営計画」の重点事業戦略に掲げて注力しております。

一方対象者は、チェーン展開型店舗の建設、内装および厨房等の設備に関する技術力、ならびに店舗運営のメンテナンス力に大きな強みを持ち、主にすかいらーくをはじめとする外食チェーンを主軸に事業を展開しており、当社との補完性は非常に強いものがあります。また、平成19年11月13日付で対象者が発表しているとおり、対象者は、競争激化による販売価格の下落や原油価格高騰による製造原価の上昇等を背景に、近年業績が低迷していた内装材等事業からの撤退を決定しており、店舗建設およびメンテナンス事業に経営資源を集中することで業績の向上を目指しております。

これまで、当社と対象者は、平成17年10月に、当社の営業力とデザイン力、対象者の技術力とメンテナンス力を相互に活用し合うことを目的として業務・資本提携をおこない、両社連携のプロジェクトチームを立ち上げて、顧客開発や営業情報の共有、生産体制の相互活用など、相乗効果の実現を目指した様々な活動を展開してまいりました。また、平成18年11月には対象者との関係を一層緊密なものとし、事業戦略を共有化するため、株式の公開買付けをおこない対象者の発行済株式の50.77%を取得し連結子会社化いたしました。

当社といたしましては、対象者が得意とする事業領域は当社の成長戦略において非常に重要な市場と認識していると同時に、競争がますます激しくなっていくことも予想されるため、店舗建設事業については、当社の営業力・デザイン力と対象者の技術力・制作力のさらなる一体化を、メンテナンス事業については、コールセンター機能を強化してグループ内での有効活用をおこなうなど、将来に向けて当社と対象者が連携を強化し、さらなる一体化を図っていくことが必要と考えております。

このような考えのもと、当社グループの成長を確かなものとするためには、これまでの関係からさらに踏み込んで、対象者を完全子会社化することにより、当社グループ内の意思決定プロセスを短縮し、迅速かつ的確な経営判断をおこなうとともに、従前にも増して、顧客開発から設計施工、メンテナンスに至る一連の業務全体において、当社と対象者の経営資源をより緊密に連携させることで、市場開拓、生産力の向上、業務の効率化を実行し、グループ全体における相乗効果を最大限に発揮することが出来るものと判断し、対象者を当社の完全子会社化することを目的に、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社といたしましては、企業価値の向上には、当社グループ内の事業の相乗効果を最大限に発揮することが不可欠と考えており、事業の統合やグループ会社間の連携強化のための施策を鋭意実施しております。今後も、当社と対象者がより一体化した事業運営をおこなうことにより、確固とした事業基盤の構築を図り、当社および対象者それぞれの企業価値を一層向上させて参る所存です。

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置および利益相反を回避する措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公平性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、当社および対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャルアドバイザーである大和証券エスエムビーシー株式会社（以下「大和証券エスエムビーシー」といいます。）より取得した株式価値算定書を参考に、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、対象者および対象者主要株主であるすかいらくと協議・交渉した結果、最終的に買付価格を172円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、当社取締役会開催日前営業日である平成20年6月9日のジャスダック証券取引所における対象者株式の株価終値151円に対して約13.9%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、対象者株式の平成20年6月9日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均143円（小数点以下四捨五入）に対して約20.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均154円（小数点以下四捨五入）に対して約11.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格となります。

一方、対象者においては、第三者算定機関である漆山パートナーズ会計事務所（以下「漆山パートナーズ」といいます。）より取得した株式価値算定書を参考とし、また、対象者のリーガルアドバイザーである清水法律事務所からも法的助言を適宜得て、それらの内容を参考にしながら、当社との協議・交渉の結果を踏まえ、平成20年6月10日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討いたしました。

その結果、本公開買付けに関する諸条件は妥当であると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、同社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をおこないました。

対象者は、当社の連結子会社に該当するものであり、当社と対象者との利益相反を回避するため、当社および対象者は、第三者算定機関から公平性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得していないものの、上記のとおりそれぞれ別個に当社および対象者から独立した第三者算定機関より対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得し、買付価格の決定または本公開買付けに対する賛同の判断に当たり、これを参考にしております。

なお、対象者の取締役である桜井洋一および栗原稔は、当社の取締役を、対象者の監査役である安井和廣は当社の執行役員を、対象者の監査役である荒井清氏は対象者の関係会社であり主要株主でもあるすかいらくの監査役をそれぞれ兼任しているため、利益相反を回避する観点から、これらの4名は上記の対象者の取締役会の審議および決議には参加していません。

また、対象者の代表取締役である築山修一氏は公開買付者の取締役に、また対象者の取締役である竹村孔一氏は公開買付者の執行役員にそれぞれ就任していた時期があり、過去に公開買付者の立場において、対象者と公開買付者の業務・資本提携に関する協議・交渉に参加していたため、より中立性を保つ観点から、上記の取締役会決議には参加していません。

（４）本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記の通り、対象者を完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する対象者株式および対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得を目指した本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けで対象者株式の全てを取得できなかった場合は、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（略式株式交換に該当し対象者の株主総会における承認決議を必要としない場合を含みます。以下「本株式交換」といいます。）を実施する予定です。

本株式交換においては、対象者の株主が有する対象者株式の対価として当社の株式を交付する予定です。本株式交換により本公開買付けに応募されなかった対象者の株式はすべて当社の株式と交換され、当社の株式１株以上割り当てられた対象者の株主は、当社の株主になります。

本株式交換を実施する場合の株式交換比率は、本公開買付け終了後に当社と対象者が各社の株主の利益を十分配慮の上、協議し決定する予定であり、現時点では未定です。ただし、本公開買付けの買付価格および当社株式の株価水準その他の諸要因を勘案して、本株式交換により対象者の株主が受け取る対価（当社の株式等。ただし、当社の１株未満の端数株を割り当てられた場合は、端数株売却代金の分配となります。）の経済的価値は、本公開買付けの買付価格と同等のものとなることを予定しております。しかし、本公開買付けと本株式交換の時期の違い、当社および対象者の業績の変動、当社株式の株価の変動、株式相場の影響ならびに裁判所の判断等によっては、当該対価の経済的価値が本公開買付けの買付価格を上回る、または下回る可能性もあります。本公開買付けは、対象者の株主に対し、公開買付けを経ることなく株式交換を実施する場合に比べて、より早期の金銭による対価を受領する機会を提供するとともに、その後に予定している本株式交換により当社株式の交付を受ける機会を提供することで、対象者の株主にその受領する対価の内容および時期について選択する機会を提供することができること等を勘案し、実施することといたしました。

当社は、関連法令についての当局の解釈等の状況ならびに本公開買付け後の当社の株式所有割合および当社以外を対象者株主の対象者株式の保有状況等によって、対象者の発行済株式の全てを取得するための他の方法を選択する可能性があります。

なお、完全子会社となる対象者の株主は、法令の手続に従い、対象者に対して株式買取請求をおこなうことができます。この場合の１株当たりの買取価格は、対象者の業績の変動、株式相場の影響ならびに裁判所の判断等により、本公開買付けの買付価格または本株式交換に際して対象者の株主が受け取る対価の経済的価値と異なる可能性があります。本公開買付け、本株式交換または本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

（５）上場廃止となる見込みがある旨

対象者株式は、現在、ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、当社は本公開買付けにおいて買付け等をおこなう株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次

第では、対象者株式はジャスダック証券取引所の上場廃止基準に従い、本公開買付けの完了をもって、所定の手続きを経て上場廃止になる可能性があります。

また、本公開買付けの完了時点で、当該基準に該当しない場合でも、対象者は、本株式交換により公開買付けの完全子会社となることが予定されております。その場合にはジャスダック証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者株式に係る株券をジャスダック証券取引所において取引することができなくなりますが、その場合においても、上記(4)に記載の通り、公開買付けは本株式交換を実施することを予定していますので、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様は本株式交換により対象者株式の対価（上記(4)に記載の通り、対価は当社の株式となることを予定しております。）を受領する予定です（また、本株式交換に反対する対象者の株主の皆様は法令の定めにしたがって株式買取請求権を有する場合があります。）。ただし、上記(4)に記載の通り、本株式交換の実施の有無または時期に変更が生じる可能性があります。

（６）上場廃止を目的とする理由

本公開買付けは上場廃止自体を目的とするものではありません。本公開買付けは、対象者を完全子会社化することにより、従前にも増して、顧客開発から設計施工、メンテナンスに至る一連の業務全体において、当社と対象者の経営資源をより緊密に連携させ、市場開拓、生産力の向上、業務の効率化を実行することで、グループ全体における相乗効果を最大限に発揮し、収益基盤を強化することを目的とするものであり、当該完全子会社化実施により、当社および対象者の株主の利益に資するものと考えております。

（７）公開買付けと対象者の株主との間における公開買付けへの応募にかかる重要な合意に関する事項

当社は、本公開買付けにおいて、対象者の主要株主であるすかいらく（2,640,000株、対象者の発行済株式総数の20.31%）からその保有する全ての対象者株式について応募する旨の同意を得ております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商 号	株式会社テスコ	
② 事 業 内 容	店舗建設およびメンテナンス事業、内装材等事業	
③ 設 立 年 月 日	昭和27年6月21日	
④ 本 店 所 在 地	山梨県甲府市上今井町881番地	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 築山 修一	
資 本 金		
⑥ (平成19年11月30日現在)	730,000千円	
大株主および ⑦ 持株比率 (平成19年11月30日現在)	株式会社乃村工藝社 50.77% 株式会社すかいらく 20.31% 株式会社カネカ 1.18% 安本雅洋 1.16% 丸三証券株式会社 1.05% プラマテルズ株式会社 0.98% KISCO株式会社 0.87% 小池恒三 0.82% テスコ従業員持株会 0.75% 株式会社三井住友銀行 0.62%	
⑧ 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	当社は、対象者の発行済株式総数の50.77% (6,600,000株) を所有しております。
	人 的 関 係	対象者の取締役である桜井洋一および栗原稔は、当社の取締役を、また対象者の監査役である安井和廣は当社の執行役員を兼任しています。
	取 引 関 係	対象者は当社向けに店舗内装・設備工事および内装材製品の販売をおこなっております。
	関連当事者への該当状況	対象者は当社の連結子会社であるため、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成20年6月11日（水曜日）から平成20年7月9日（水曜日）まで（21営業日）

②対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成20年7月23日（水曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格 1株につき、金172円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

本公開買付価格である1株あたり172円は、大和証券エスエムビーシーに買付価格の決定の参考情報とすべく、株式価値の算定を依頼し、平成20年6月6日に取得した株式価値算定書の内容、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案し、決定されたものです。大和証券エスエムビーシーはDCF法および市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値算定をおこないました。株式価値算定書によりますと、DCF法では183円から195円、市場株価法では、対象者株式の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の出来高加重平均株価に基づき、149円から157円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されています。

当社は、株式価値算定書の各手法の算定結果を比較検討し、市場株価法による算定結果の最低値である149円からDCF法による算定結果の最高値である195円を対象者の株式価値のレンジと考え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、対象者および対象者主要株主であるすかいらくと協議・交渉した結果、最終的に買付価格を172円とすることを決定いたしました。

本公開買付価格は、当社取締役会開催日前営業日である平成20年6月9日のジャスダック証券取引所における対象者株式の株価終値151円に対して約13.9%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、対象者株式の平成20年6月9日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均143円（小数点以下四捨五入）に対して約20.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均154円（小数点以下四捨五入）に対して約11.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格となります。

②算定の経緯

当社は対象者との間で、平成17年10月の業務・資本提携、さらには平成18年11月の連結子会社化を通じて、その関係を緊密なものとしてまいりました。対象者が得意とする事業領域は当社の成長戦略において非常に重要な市場である反面、競争がますます

す激しくなっていくことも予想されるため、将来に向けて当社と対象者が連携を強化し、さらなる一体化を図っていくことが必要と考えております。

また、対象者においても、平成19年11月13日付で対象者が発表しているとおり、競争激化による販売価格の下落や原油価格高騰による製造原価の上昇等を背景に、近年業績が低迷していた内装材等事業からの撤退を決定しており、店舗建設およびメンテナンス事業に経営資源を集中することで業績の向上を目指しております。

このような状況のもと、対象者を含む当社グループの成長を確かなものとするためには、対象者を完全子会社化することにより、当社グループ内の意思決定プロセスを短縮し、迅速かつ的確な経営判断をおこなうとともに、従前にも増して、顧客開発から設計施工、メンテナンスに至る一連の業務全体において、当社と対象者の経営資源をより緊密に連携させることが必要であると考え、平成20年2月頃から本公開買付けによる対象者の完全子会社化について検討を開始しました。

当社は、対象者の完全子会社化の検討に際して、対象者に対しデュー・ディリジェンスを実施するとともに、当社の法務アドバイザーからの法的助言を適宜得て、検討をおこなった結果、当社グループにおける事業再編の一環として対象者を完全子会社化することにより、当社の重点開発分野の一つであるチェーン展開型顧客の開発・深耕による事業領域拡大やメンテナンスを含めた運営サポート事業領域の拡大がより一層強化・推進されるものと判断し、本公開買付けを実施することとして、以下の経緯により買付価格の決定をいたしました。

i. 第三者算定人からの「株式価値算定書」の取得について

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するに当たり、参考情報とすべく、大和証券エスエムビーシーより株式価値算定書を平成20年6月6日に取得しております。

ii 「株式価値算定書」の概要について

当社が公開買付価格決定の参考とした株式価値算定書によりますと、DCF法では183円から195円、市場株価法では、対象者株式の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の出来高加重平均株価に基づき、149円から157円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

iii. 公開買付価格の決定経緯について

当社は、株式価値算定書の各手法の算定結果を比較検討し、市場株価法による算定結果の最低値である149円からDCF法による算定結果の最高値である195円を対象者の株式価値のレンジと考え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、対象者および対象者主要株主であるすかいらーくと協議・交渉した結果、最終的に6月10日に買付価格を172円とすることを

決定いたしました。

iv. 買付価格の公平性を担保するためのその他の措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公平性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、当社および対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャルアドバイザーである大和証券エスエムビーシーより取得した株式価値算定書を参考に、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、対象者および対象者主要株主であるすかいらくと協議・交渉した結果、最終的に買付価格を172円とすることを決定いたしました。

一方、対象者においては、漆山パートナーズより取得した株式価値算定書を参考とし、また、対象者のリーガルアドバイザーである清水法律事務所からも法的助言を適宜得て、それらの内容を参考にしながら、当社との協議・交渉の結果を踏まえ、平成20年6月10日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討しました。その結果、本公開買付けに関する諸条件は妥当であると判断し、本公開買付けに賛同することを決議しました。

v. 利益相反を回避するための措置

対象者は、当社の連結子会社に該当するものであり、当社と対象者との利益相反を回避するため、上記のとおり当社および対象者は、第三者算定機関から公平性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得していないものの、それぞれ別個に当社および対象者から独立した第三者算定機関より対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得し、買付価格の決定または本公開買付けに対する賛同の判断に当たり、これを参考にしております。

上記の対象者の取締役会の決議は、漆山パートナーズによる株式価値算定書に加えて、リーガルアドバイザーである清水法律事務所の法的助言を適宜得て、それらの内容を参考にしながら、当社との協議・交渉の結果を踏まえておこなわれております。

なお、対象者の取締役である桜井洋一および栗原稔は、当社の取締役を、対象者の監査役である安井和廣は当社の執行役員を、対象者の監査役である荒井清氏は対象者の関係会社であり主要株主でもあるすかいらくの監査役をそれぞれ兼任しているため、利益相反を回避する観点から、これらの4名は上記の対象者の取締役会の審議および決議には参加しておりません。

また、対象者の代表取締役である築山修一氏は公開買付者の取締役に、対象者の取締役である竹村孔一氏は公開買付者の執行役員にそれぞれ就任していた時期があり、過去に公開買付者の立場において、対象者と公開買付者の業務・資本提携に関する協議・交渉に参加していたため、より中立性を保つ観点から、上記の取締役会決議には参加しておりません。

③算定機関との関係

大和証券エスエムビーシーは、当社の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した 買付予定数	②株式に換算した買 付予定の下限	③株式に換算した買 付予定の上限
株 券	6,398,000株	— 株	— 株
新 株 予 約 権 証 券	— 株	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株	— 株
株券等信託受益証券	— 株	— 株	— 株
株 券 等 預 託 証 券	— 株	— 株	— 株
合 計	6,398,000株	— 株	— 株

(注1) 本公開買付けでは、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等をおこないます。

(注2) 本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の最大数（以下「買付予定数」といいます。）は、「株式に換算した買付予定数」に記載しているとおり、対象者の第75期有価証券報告書（提出日：平成20年2月20日）に記載された平成19年11月30日現在の発行済株式総数（13,000,000株）から、対象者が同日現在保有する自己株式数（2,000株）および公開買付者が平成20年6月10日現在保有する株式数（6,600,000株）を控除した株式数（6,398,000株）です。

(注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります（単元未満株式が公開買付代理人または復代理人（下記「(11) 公開買付代理人」においてそれぞれ記載されるものをいいます。）を通じて株式会社証券保管振替機構（以下「証券保管振替機構」といいます。）により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。）。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、法令および同社株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買い取ります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	6,600個	(買付け等前における株券等所有割合 50.78%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	53個	(買付け等前における株券等所有割合 0.41%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	6,398個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	12,992個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(6,398,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第75期有価証券報告書(提出日:平成20年2月20日)に記載された平成19年11月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としていますので、「買付け等前における株券等所有割合」および「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の第75期有価証券報告書(提出日:平成20年2月20日)に記載された平成19年11月30日現在の発行済株式総数(13,000,000株)から同日現在の対象者の自己株式数(2,000株)を控除した12,998,000株に係る議決権の数(12,998個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しています。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」および「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 1,100百万円

(8) 決済の方法

- ①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称および本店の所在地
- | | |
|------------------|-------------------|
| 大和証券エスエムビーシー株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |

②決済の開始日

平成20年7月17日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成20年7月31日(木曜日)となります。

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾または売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)の住所または所在地(外国人株主の場合はその常任代

理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は、現金にておこないます。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人または復代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人または復代理人の応募受付をした各本店または全国各支店にてお支払いします。

④株券等の返還方法

下記「（９）その他買付け等の条件および方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等をおこなった場合は撤回等をおこなった日）以降遅滞なく、下記の方法により返還します。

（イ）応募に際し公開買付代理人または復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付または応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）へ郵送します。

（ロ）公開買付代理人若しくは復代理人（または公開買付代理人若しくは復代理人を通じて証券保管振替機構）により保管されている株券等について応募がおこなわれた場合は、買付けられなかった株券等を応募がおこなわれた時の保管の状態に戻します。

（９）その他買付け等の条件および方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無および内容

該当事項はありません。当社は、応募株券等の全部の買付け等をおこないます。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリおよびヲないしソ、第2号、第3号イないしチおよび第5号ならびに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等をおこなうことがあります。

撤回等をおこなおうとする場合は、電子公告をおこないその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告をおこなうことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表をおこない、その後直ちに公告をおこないます。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容および引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に、株式の分割その他の令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げをおこなうことがあります。

買付け等の価格の引下げをおこなおうとする場合は、電子公告をおこないその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告をおこなうことが困

難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告をおこないます。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告がおこなわれた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等をおこないます。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人）の本店または全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票および公開買付けに係る契約の解除をおこなう旨の書面）を交付または送付して下さい。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までに到達することを条件とします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更をおこなうことがあります。

買付条件等の変更をおこなおうとする場合は、電子公告をおこないその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告をおこなうことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表をおこない、その後直ちに公告をおこないます。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等をおこないます。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項および訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に令第 9 条の 4 および府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これ

らに限りません。)を利用しておこなわれるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じておこなわれるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付け届出書または関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布をおこなうことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等の方は、以下の表明・保証をおこなうことを要求されることがあります。

応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付け開始公告日

平成 20 年 6 月 11 日（水曜日）

(11) 公開買付け代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社

大和証券株式会社（復代理人）

3. 公開買付け後の方針等および今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績および単体業績への影響については、精査しており、今後、業績予想修正の必要および公表すべき事実が生じた場合には、取引所の適時開示規則に基づき、速やかに発表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者またはその役員との間の合意の有無および内容

本公開買付けについては、対象者の平成 20 年 6 月 10 日開催の取締役会の賛同を得ております。

(2) 本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社は、お客様に歓びと感動を提供する集客創造のプロデューサー集団として、百貨店、専門店、ショールーム、博物館、博覧会、展示会等の集客環境づくりの調査・コンサルティングから、企画・デザイン、設計施工ならびに各種施設・イベントの運営まで、広範囲にわたって業務をおこなっております。そして、平成 20 年 2 月からスタートした「中期経営計画」において「集客環境創造のトップ企業として、新たなステージにおいて高成長を実現する」という中期経営方針のもと、事業領域の拡大に積極的に取り組んでおり、特に対象者との関連が強い分野である、チェーン展開型顧客の開発・深耕による事業領域拡大やメンテナンスを含めた運営サポート事業領域の拡大を「中期経営計画」の重点事業戦略に掲げて注力しております。

一方対象者は、チェーン展開型店舗の建設、内装および厨房等の設備に関する技術力、ならびに店舗運営のメンテナンス力に大きな強みを持ち、主にすかいらーくをはじめとする外食チェーンを主軸に事業を展開しており、当社との補完性は非常に強いものがあります。また、平成 19 年 11 月 13 日付で対象者が発表しているとおり、対象者は、競争激化による販売価格の下落や原油価格高騰による製造原価の上昇等を背景に、近年業績が低迷していた内装材等事業からの撤退を決定しており、店舗建設およびメンテナンス事業に経営資源を集中することで業績の向上を目指しております。

これまで、当社と対象者は、平成 17 年 10 月に、当社の営業力とデザイン力、対象者の技術力とメンテナンス力を相互に活用し合うことを目的として業務・資本提携をおこない、両社連携のプロジェクトチームを立ち上げて、顧客開発や営業情報の共有、生産体制の相互活用など、相乗効果の実現を目指した様々な活動を展開してまいりました。また、平成 18 年 11 月には対象者との関係を一層緊密なものとし、事業戦略を共有化するため、株式の公開買付けをおこない対象者の発行済株式の 50.77%を取得し連結子会社化いたしました。

当社といたしましては、対象者が得意とする事業領域は当社の成長戦略において非常に重要な市場と認識していると同時に、競争がますます激しくなることも予想されるため、店舗建設事業については、当社の営業力・デザイン力と対象者の技術力・制作力のさらなる一体化を、メンテナンス事業については、コールセンター機能の強化を含めたグループ内での有効活用をおこなうなど、将来に向けて当社と対象者が連携を強化し、さらなる一体化を図っていくことが必要と考えております。

このような考えのもと、当社グループの成長を確かなものとするためには、これまでの関係からさらに踏み込んで、対象者を完全子会社化することにより、当社グループ内の意思決定プロセスを短縮し、迅速かつ的確な経営判断をおこなうとともに、従前にも増して、顧客開発か

ら設計施工、メンテナンスに至る一連の業務全体において、当社と対象者の経営資源をより緊密に連携させることで、市場開拓、生産力の向上、業務の効率化を実行し、グループ全体における相乗効果を最大限に発揮することが出来るものと判断し、対象者を当社の完全子会社化することを目的に、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社といたしましては、企業価値の向上には、当社グループ内の事業の相乗効果を最大限に発揮することが不可欠と考えており、事業の統合やグループ会社間の連携強化のための施策を鋭意実施しております。今後も、当社と対象者がより一体化した事業運営をおこなうことにより、確固とした事業基盤の構築を図り、当社および対象者それぞれの企業価値を一層向上させて参る所存です。

（３）利益相反を回避するための措置

対象者は、当社の連結子会社に該当するものであり、当社と対象者との利益相反を回避するため、当社および対象者は、第三者算定機関から公平性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得していないものの、それぞれ別個に当社および対象者から独立した第三者算定機関より対象者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格の決定または本公開買付けに対する賛同の判断に当たり、これを参考にしております。

上記の対象者の取締役会の決議は、漆山パートナーズによる株式価値算定書に加えて、リーガルアドバイザーである清水法律事務所の法的助言を適宜得て、それらの内容を参考にしながら、当社との協議・交渉の結果を踏まえておこなわれております。

なお、対象者の取締役である桜井洋一および栗原稔は当社の取締役を、対象者の監査役である安井和廣は当社の執行役員を、対象者の監査役である荒井清氏は対象者の関係会社であり主要株主でもあるすかいら一くの監査役をそれぞれ兼任しているため、利益相反を回避する観点から、これらの４名は上記の対象者の取締役会の審議および決議には参加しておりません。

また、対象者の代表取締役である築山修一氏は公開買付者の取締役に、また対象者の取締役である竹村孔一氏は公開買付者の執行役員にそれぞれ就任していた時期があり、過去に公開買付者の立場において、対象者と公開買付者の業務・資本提携に関する協議・交渉に参加していたため、より中立性を保つ観点から、上記の取締役会決議には参加しておりません。

以 上

このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みをおこなってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）またはその配布の事実が当該公開買付けにかかるいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。